

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和4年度） 監査テーマ「防災に関する事業の執行について」

通しNo.	頁	指摘/意見No.	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
1	35	指摘1	第2 外部監査の結果	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	(9) 外部監査の結果	イ 外部監査の結果及び意見	－	② 地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に結成されているか	－	「自主防災組織等登録申請書」の様式を確認したところ, 登録要綱においては, 単位自主防災組織は世帯が構成員となり, 他方で, 自主防災組織連合会においては, 単位自主防災組織が構成員となると規定されているところ, 実際には, 自主防災組織連合会も単位自主防災組織も, 世帯単位で構成される様式・運用となっており, 登録要綱との間に齟齬が生じている。登録要綱の定義を変更する, あるいは, 「自主防災組織等登録申請書」の書式を, 単位自主防災組織用と自主防災組織連合会用とに分けた上で記載を整理するなど, 平仄を整える必要がある。	地域防災推進課	自主防災組織連合会は構成員が単位自主防災組織であるため, 要綱の定義からすると世帯の届出は不要ですが, 運用上, 単位自主防災組織と同じく自主防災組織連合会も「高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金」の対象であり, その上限額に世帯数が関与しているため, 自主防災組織連合会の登録においても加入世帯数の届出を求めているものです。 自主防災組織連合会の構成団体を明らかにする加入団体の届出については, 「自主防災組織登録申請書」の添付書類として求めており, 実際に入団団体名簿を提出いただいているところですが, 様式を単位自主防災組織と自主防災組織連合会共通の様式としていることから, 加入世帯名簿の添付で足りるように見受けられる書式となっているため, 様式を分けることを検討します。併せて, 今後は, 要綱に基づく申請となるよう, また, 申請者の利便性向上のため, 加入団体名簿のひな形もホームページに掲載することを検討いたします。	検討中
2	36	意見1	第2 外部監査の結果	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	(9) 外部監査の結果	イ 外部監査の結果及び意見	－	② 地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に結成されているか	－	「自主防災組織数, 名称, 加入世帯数のリスト」により, 単位自主防災組織の加入世帯数を確認したところ, 10世帯未満という組織があり, 登録要綱の必要世帯数「おおむね50世帯以上」を大きく下回る場合がある。自主防災組織に対する補助金制度の枠組みは, 少なくとも, 登録要綱が要求する程度の世帯数で構成される自主防災組織を予定していると考えることが自然であるところ, 上記のような組織は, 形式的には登録要綱の必要構成世帯数を満たしていない。もともと, 構成世帯数が登録要綱の定める必要構成世帯数を下回る場合であっても, 地域の実情に応じて自主防災組織の結成を認める必要がある場合も想定されることから, 現行の登録要件に例外規定を明示するなど, 登録要綱の改正を検討するべきである。	地域防災推進課	高知市自主防災組織等の登録に関する要綱第2条(1)の自主防災組織の定義に, 「その規模がおおむね50世帯に満たない場合でも, 地域の実情を考慮し, 市長が適当と認めたものは, 自主防災組織とする。」という内容の文言を追加することを検討いたします。	検討中
3	36	意見2	第2 外部監査の結果	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	(9) 外部監査の結果	イ 外部監査の結果及び意見	－	③ 各種ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に編成・運営されているか	－	市は, 自主防災組織の登録後においても, 地域内でバランスよく対応できる班編成を行っているか, 地域の専門家や経験者など, 班員の活動に実効性をもたせる配置となっているか, ジェンダーバランスを配慮した役員構成となっているか など, 自主防災組織の編成についても適切なアドバイスを適宜行っていくべきである。	地域防災推進課	地域の担い手不足という課題もあり, 自主防災組の役員等について全てバランス良く構成することは困難な部分もありますが, 可能な限り助言を行うよう務めてまいります。	対応中
4	37	意見3	第2 外部監査の結果	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	(9) 外部監査の結果	イ 外部監査の結果及び意見	－	④ 地域防災計画の規定に照らして, 地区防災計画の作成に対する支援は十分に行われているか	－	地区防災計画制度は, 平成25年の災害対策基本法改正で導入されたものであるが, 市内で作成が完了したものは1件に止まっている。地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から, 地区防災計画の作成支援を引き続き積極的に行うべきである。	地域防災推進課	現在, 住民負担（フォーラムや会議等への参加）も考慮し, 地域コミュニティ計画策定に合わせ地区防災計画の作成に取り組んでおり, 令和4年度には九重地区と潮江南地区で作成完了予定です。また, 新たによこせと地区において, 単位自主防災組織で地区防災計画作成に取り組む予定としております。	対応中

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	項目 6	項目 7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状 況区分
5	37	意見4	第2 外部 監査の結果	2 自主防 災組織体制 の整備、育 成及び強化	(9) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	⑤ 地域防災計画及び例 規の定める手続きに従 い、補助金は適切に交付 されているか	—	概算払を行う場合には、補助金確定額が当初の 交付決定額よりも減額され、市が、精算時に自主 防災組織に対して返還を求めない場合が少なく ない。回収不能となるリスクを避けるために、概算 払いを決定する際の収支状況の把握を徹底すると ともに、交付決定の前提となる事業計画書の表現 可能性につき、より慎重に検討するべきである。	地域防 災推進 課	現在、概算払を決定する際には収支状況の報告 を求めていますので、引き続き申請書類を適切に 審査してまいります。	措置報 告済
6	37	意見5	第2 外部 監査の結果	2 自主防 災組織体制 の整備、育 成及び強化	(9) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	⑤ 地域防災計画及び例 規の定める手続きに従 い、補助金は適切に交付 されているか	—	各補助金事業において、自主防災組織が完了報 告書に添付する写真については、購入した資機材 に加え、製造番号や型番についても撮影された写 真を添付させ、申請書などに添付されたものと同 一のものか否か慎重に確認すべきである。	地域防 災推進 課	補助金を活用し資機材を購入する際には、交付 決定時と購入時で製品の仕入れ状況等異なる場 合もあることから、同種製品であれば、製造番号 や型番まで一致することを求めています。必要 な資機材として申請に基づいた製品を購入して いるか、今後も適切に審査してまいります。	対応困 難
7	37	意見6	第2 外部 監査の結果	2 自主防 災組織体制 の整備、育 成及び強化	(9) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	⑤ 地域防災計画及び例 規の定める手続きに従 い、補助金は適切に交付 されているか	—	口座振替申出書に記載する届出口座について は、他の預金との混同を避け、私的利用の危険を 可及的に防止するため、自主防災組織の層書きの 入っていない個人名義の通帳は使用不可とする必 きである。	地域防 災推進 課	法人格のない団体名義の口座開設には必要書類 が多く、単位自主防災組織では開設困難な場合も あるため、個人名義の通帳も使用可能としており ます。個人名義の通帳を使用する場合は、通帳の 入出金状況を確認するなど、私的利用を防ぐため の確認を徹底してまいります。	対応困 難
8	38	意見7	第2 外部 監査の結果	2 自主防 災組織体制 の整備、育 成及び強化	(9) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	⑥ 地域防災計画及び例 規の規定に照らして、補 助金事業の適正な管理監 督が行われているか	—	補助金事業完了後も、自主防災組織は、補助金 事業により取得した財産などにつき、処分制限期 間内は処分などが禁じられているところ、市は定 期的に、又は随時に臨検した上で、財産などの処 分などがなされていないか確認すべきである。	地域防 災推進 課	補助金事業により取得した財産について、必要 に応じて随時に実地検査を行うことを検討いたし ます。	検討中
9	38	意見8	第2 外部 監査の結果	2 自主防 災組織体制 の整備、育 成及び強化	(9) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	⑥ 地域防災計画及び例 規の規定に照らして、補 助金事業の適正な管理監 督が行われているか	—	自主防災組織は、補助金事業についての経理と 他の事業とを明確に区別し、収支状況を帳簿によ って明らかにすることが求められているところ、市 は定期的に、又は随時に帳簿の提出を求め、経 理状況を確認するべきである。	地域防 災推進 課	御意見のとおり、自主防災組織は、補助金要綱 により収支状況を帳簿によって明らかにすると ともに証拠書類を保管しておかなければならない とされていることから、適宜状況を確認できる方 法を検討いたします。	検討中
10	50	意見9	第2 外部 監査の結果	3 避難行 動要支援者 名簿	(6) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	① 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、名簿 掲載 対象者は適切に選別され ているか	—	今後は、名簿に掲載された避難行動要支援者全 員について個別避難計画の作成が必要となること から、名簿掲載対象者に十分な支援を行う前提と して、名簿掲載対象者を年齢や世帯などの形式的 な基準で選別するのではなく、個々の避難能力に 着目して、名簿掲載対象者を精査していくべきで ある。	地域防 災推進 課	年齢要件等の形式的な要件は、令和3年度の地 域防災計画の修正により撤廃いたしました。これ まで年齢要件にのみ該当していた方には、令和4 年度に避難支援の必要性について意思確認を行っ ております。	措置報 告済
11	50	意見10	第2 外部 監査の結果	3 避難行 動要支援者 名簿	(6) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	① 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、名簿 掲載 対象者は適切に選別され ているか	—	避難支援等関係者とされた者の判断により、避 難行動要支援者として名簿への掲載を市に求める ことのできる具体的な仕組み及び形式要件から漏 れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難 行動要支援者名簿への掲載を求めることができる 具体的な仕組みを構築すべきである。	地域防 災推進 課	避難支援等関係者及び地域包括支援センター等 へは、形式要件に該当しなくても避難行動要支援 者と判断される者については市へ連絡するよう協 力依頼を行っております。また、形式要件に該当 しない御本人から市へ連絡があった場合も、名簿 へ掲載できることとしています。	措置報 告済
12	50	意見11	第2 外部 監査の結果	3 避難行 動要支援者 名簿	(6) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、名簿提供先 となる避難支援等関係者 の範囲は、適切に設定さ れているか	—	昨今の町内会・自治会への加入率の低下、市内 における中大規模マンションの増加及び介護福祉 施設への入居者の増加なども踏まえ、避難支援等 関係者の範囲につき、マンション管理組合、介護 サービス事業者などを加えることも検討すべきで ある。	地域防 災推進 課	介護福祉施設入所者は施設で避難支援が行われ るため、名簿には掲載していません。中大規模 マンションの管理組合については、管理組合自体 が自主防災組織を結成していることが多く、自主 防災組織であれば避難支援等関係者に該当してい ます。	措置報 告済

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状 況区分
13	50	意見12	第2 外部 監査の結果	3 避難行 動要支援者 名簿	(6) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	③ 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、避難支 援 等関係者に提供されてい る名簿は、必要十分な記 載内容となっているか	—	「避難行動要支援者名簿様式（令和3年10月 1日作成）」によれば、避難支援等関係者に提供 されている名簿は、高齢、身体障害、精神障害な どの欄にチェックをするだけの様式であり、避難 行動要支援者が、具体的にどのような事情で避難 が困難であるか明確でない。避難支援等関係者 が、名簿情報に基づき、速やかに避難行動要支 援者の安否の確認を行い、的確な救助活動を行う前 提として、避難に支障がある具体的事情やかかり つけ医の情報などを盛り込むことも検討すべきで ある。	地域防 災推進 課	避難行動要支援者名簿における避難支援を必要 とする理由については、名簿の時点では詳細な情 報を提供することを望んでいない要支援者も多 く、名簿に掲載することは考えておりません。 避難支援を必要とする理由は個別避難計画に記 載しており、個別避難計画情報の提供に同意いた だいた場合は、避難支援等関係者に提供すること としております。なお、かかりつけ医の情報は既 に名簿に掲載しております。	対応困 難
14	51	意見13	第2 外部 監査の結果	3 避難行 動要支援者 名簿	(6) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	④ 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、避難支援等 関係者に対して名簿は適 切に提供され、管理され ているか	—	単位自主防災組織への名簿提供を行う場合に は、自主防災組織連合会との「避難行動要支援者 の避難支援等に関する協定」を通じて、当該連合 会の責任により、当該連合会の構成団体への更な る名簿情報の提供を行っていることが窺われる。 このような枠組みは、一地区の自主防災組織に対 して、より広範囲なエリアをカバーする名簿が提 供される恐れや、更なる提供先に対して個人情報 管理につき徹底できない可能性がある。ゆえに、 名簿情報提供先と「避難行動要支援者の避難支援 等に関する協定」の協定先は、一対一に対応させ ることが望ましい。	地域防 災推進 課	全ての単位自主防災組織と協定を締結すること は困難であることから、御指摘を受けて、名簿提 供を行う際の通知書及び受領書に個人情報保護に ついての誓約書を加えることといたしました。 名簿情報及び個別避難計画情報を提供する際 は、提供先の団体の代表者に個人情報保護の誓約 をいただく形となりますので、各団体との協定締 結と同様の効果が生じるものと判断しておりま す。	措置報 告済
15	52	意見14	第2 外部 監査の結果	3 避難行 動要支援者 名簿	(6) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	⑤ 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、名簿提供に 際し、情報提供者本人の 同意を得る施策は十分に なされているか	—	令和3年7月時点で避難行動要支援者の名簿提 供に同意した者は約6割となっており、郵送にお ける通知文書の見直しや直接的な働きかけの手法 を検討し、速やかに名簿提供における同意率を向 上させるべきである。	地域防 災推進 課	郵送における通知文書と同封の資料については 適宜見直しを行っております。また、郵送以外の 直接的な働きかけについては、本市の関係部署と 連携し必要に応じて訪問することや、地域の見守 りの中で気になる方への声掛けを行うことなど により、実施してまいります。	対応中
16	74	意見15	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	① 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所は十 分に確保されているか	—	L2時の指定一般避難所の収容可能人数が不足 していることから、民間施設の協力を得るなどし て、十分な指定一般避難所を確保すべきであ る。	防災政 策課	御意見のとおりL2時における一般避難所の収 容可能人数は不足しており、引き続き民間事業者 への働き掛けや広域避難の推進など避難所確保に 向けた取組を進めてまいります。	対応中
17	74	意見16	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	① 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所は十 分に確保されているか	—	L2時の収容可能人数は、現在の指定福祉避難 所の収容可能人数に比して、約17,000人分 が不足している。指定福祉避難所の指定を引き続 き積極的に進める、指定一般避難所の一部を要配 慮者支援スペースとして活用するなどして、指定 一般避難所に指定福祉避難所と同様の機能を持た せるなどの施策をより一層推進するべきである。	健康福 祉総務 課	御指摘のとおり指定福祉避難所における収容可 能人数は不足している状況にあり、本市としても 指定件数を増やすべく、社会福祉施設等への打 診、交渉を重ねております。指定福祉避難所の収 容人数確保は法人、施設側の協力による部分も大 きいため、一般避難所を所管する防災対策部と連 携し一般避難所内における要配慮者スペースの活 用に向け、避難所運営マニュアルや施設のレイア ウトの見直し等を引き続き進めてまいります。	対応中

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状 況区分
18	75	意見17	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所の指 定は適正か	—	指定一般避難所については、令和3年4月1日 時点で、昭和56年に施行された新耐震設計基準 に基づく耐震工事がなされていない施設が、2、7 3施設中19施設ある。耐震工事未了の施設は、 以下の【耐震工事未了指定一般避難所一覧】の通 りである。これらの施設については、耐震工事を 速やかに行うべきである。	防災政 策課	19施設のうち、2施設は耐震化が確認されまし た。残る17施設のうち、13施設は、今後、耐震化 が予定されており、4施設は未定となっております。 No.19の取組方針のとおり、今後、避難所の指 定基準を定める予定としておりますので、指定基準 の一つとして耐震化を定めた場合は、未耐震の指 定避難所施設所有者に対し耐震化について働きか けを行い、耐震対策を実施する見込みがないこと が明らかな場合には、避難所の指定解除を検討し てまいります。	対応中
19	76	意見18	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所の指 定は適正か	—	津波避難ビル、津波避難タワーなどを除く指定 緊急避難場所及び指定一般避難所については、市 の具体的な指定基準が定められていない。法令、 ガイドラインなどを参考にして、市の実情に応じ た具体的な指定基準を設けるべきである。	防災政 策課	本市は、緊急避難場所及び避難所の指定に当 たっては、災害対策基本法や国のガイドラインを 踏まえて、施設の立地面や管理面等から、避難者 の安全が確保できる場所を指定しておりますが、 指定基準を明確化するため、地域防災計画等にお いて、法令・ガイドラインを踏まえた市の指定基 準を明記いたします。	対応中
20	76	意見19	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所の指 定は適正か	—	指定緊急避難場所としての指定を受けることに より、法令上の根拠が明確となり、責任の所在も 明らかとなることに加え、後述する津波避難ビル などと同様に、市の備蓄品の配備対象となること も期待できることから、指定を受けていない緊急 避難場所である自然地形の高台のうち、指定緊急 避難場所として相応しい場所については、指定緊 急避難場所としての指定を検討するべきである。	防災政 策課	自然地形の高台等の緊急避難場所の指定につ いては、避難者が安全を確保できる避難可能なス ペースの明確化が困難なことや資機材倉庫の設置 に係る財源確保等が困難なことから、現時点で指 定困難と考えております。	対応困 難
21	76	意見20	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所の指 定は適正か	—	指定福祉避難所の指定については、津波浸水対 策として、2階以上のスペースを避難スペースと して確保している施設を優先的に検討することが 市の指定基準であるが、津波避難ビルが原則と して3階以上の建物を指定基準としていることに鑑 みれば、基準としては緩やかであり再考の余地が ある。	健康福 祉総務 課	指定福祉避難所は津波警報解除後の2次避難に 位置するものであり、指定基準についても1次避 難における緊急避難場所である津波避難ビルの基 準とは異なるものと考えます。本市においては、 発生頻度の高いL1クラスの地震発生時は津波浸 水のないエリアも多く、また、指定福祉避難所の 開設には風水害や大規模火災等も想定されること から、津波浸水区域においては、可能な限り上層 階の指定を行うこととしつつも、低階層の施設も 含め、市内の広い範囲で指定施設を増やすべく取 組を進めております。	対応中
22	76	意見21	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所の指 定は適正か	—	令和3年5月20日付災害対策基本法施行規則 改正により、指定福祉避難所を指定したときに、 あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族の みが避難する施設であることを公示する制度が創 設された。従来、市は、指定福祉避難所の受入対 象者の特定を行っていないところ、受入対象者を 特定することは、避難者数、受入対象者への支援 内容の検討や必要な物資の内容や数量の検討、さ らに必要な物資の備蓄、非常用発電機などの設備 の準備などを一層進めるとともに、一般の避難所 で過ごすことに困難を伴う障害者などの指定福祉 避難所への直接の避難を促進していくことにもつ ながるため、受入対象者の選別・特定を進めるべ きである。	健康福 祉総務 課	令和3年5月の災害対策基本法施行規則改正を 受け、令和4年度から民間施設の指定福祉避難所 を対象に受入対象者の特定に関する意向調査を 実施し、令和5年度からの公示に向け、調整を進 めております。御指摘のとおり受入対象の明確化 は、必要となる物資及び資機材等の備え並びに直 接避難に向けた基礎情報ともいえる個別避難計画 の作成等様々な取組に関連するものとなります ので、関係課や自主防災組織等の地域住民への周 知も進めてまいります。	対応中

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状 況区分
23	77	意見22	第2 外部 監査の結果	4 避難場 所・避難所	(7) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果及 び意見	—	③ 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 などの表示は適正か	—	現状、表示がなされてない指定緊急避難場所、 指定避難所については、JIS規格に応じた図記号の 表示を用いて、わかりやすい案内板などを作成し、 標識がよく見え判読しやすい場所（例えば、 施設上層階の壁など）に設置するべきである。ま た、指定緊急避難場所以外の緊急避難場所につ いては、指定緊急避難場所とは異なる避難場所であ る旨を明示するべきである。	防災政 策課	指定緊急避難場所等の誘導標識及び表示看板に ついては、内閣府の通知に基づき、JIS規格に 応じた図記号の表示を用いて、順次設置を進めて いるところです。 設置の対象は、指定緊急避難場所のみとなり、 市が指定していない緊急避難場所は、全ての位置 等を把握できませんので、看板等を設置して明示 することは困難です。	対応中
24	103	意見23	第2 外部 監査の結果	5 備蓄体 制の整備	(8) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果	—	① 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 の品目及び数量は適正か	—	飲料水に関しては、高知県備蓄方針が1日1人 あたり3リットルとしているところ、市備蓄計画 では、1日1人あたり0.5リットル分の備蓄と なっており、心許ない。これは、耐震性非常用貯 水槽の水を飲料水として利用することを想定して いるためだが、耐震性非常用貯水槽の設置箇所は 市内25箇所しかなく、避難場所や避難所からの アクセスは限定されている（別紙④【非常用貯水 槽設置箇所一覧表】）。また、耐震性非常用貯水 槽の操作方法も市民には周知されていない。大地 震・大津波では、着のみ着のまま避難してくる市 民も多数いることが想定されることを考え合わせ ても、飲料水の備蓄量については、再検討するべ きである。	防災政 策課	令和4年度中に、「高知市備蓄計画（第3期計 画）」を作成し、その中で、飲料水の1人1日当 たりの備蓄量をこれまでの0.5リットルから3.0 リットルに変更する予定です。耐震性非常用貯水 槽の操作訓練については、総合防災訓練等の機会 を捉えて実施してまいります。	対応中
25	104	意見24	第2 外部 監査の結果	5 備蓄体 制の整備	(8) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果	—	① 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 の品目及び数量は適正か	—	地震や津波の大規模災害時には、携帯電話など の使用が困難となることは東日本大震災時にも見 られたことである。大規模災害時に情報を得る手 段として簡便かつ有用なものとしてラジオがあ る。この点、高知県備蓄方針では、「ラジオ等通 信機器」を「1箇所につき1台」配備するとの記載が ある（『高知県備蓄方針』10頁）。市でも、ラ ジオなどの通信機器の配備につき検討するべきであ る。	防災政 策課	令和4年度中に策定予定の「高知市備蓄計画 （第3期計画）」の中で、高知県備蓄方針を踏ま えて、津波避難ビル等の津波避難場所にラジオを 配備する旨明記し、今後配備してまいります。	対応中
26	106	指摘2	第2 外部 監査の結果	5 備蓄体 制の整備	(8) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果	—	② 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 は、適正な場所に 備蓄 され、管理されているか	—	地域防災計画が区分する指定緊急避難場所、指 定避難所、大規模災害のみ開設する指定避難所及 び指定福祉避難所につき、それぞれの避難場所・ 避難所としての特性と機能に応じた備蓄品の品 目・数量の配備基準をあらためて作成し（重複し て指定を受けている避難場所・避難所については 品目・数量を調整した上で）、特に生活必需物資 などや衛生用品について、各避難場所及び避難所 に配備される品目、目標数量及び既配備量を各課 横断的かつ統一的に把握した上で、広報紙やホ ムページなどで市民に周知する必要がある。	防災政 策課	高知県備蓄方針の改訂を踏まえ、令和4年度中 に策定予定の「高知市備蓄計画（第3期計画）」 の中で、指定緊急避難場所及び指定避難所の備蓄 について新たな配備基準を作成いたします。備蓄 品については、これまで品目ごとに所管課が分か れておりましたので、今後は防災政策課に管理を 一元化いたします。避難所に配備した備蓄品につ いても、ホームページ等で周知してまいります。	対応中
27	106	意見25	第2 外部 監査の結果	5 備蓄体 制の整備	(8) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果	—	② 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 は、適正な場所に 備蓄 され、管理されているか	—	全ての避難所に防災倉庫を設置するとともに、 防災倉庫に配備する救助用資機材の品目、単位、 数量などについて、備蓄計画を作成し、当該計画 に応じた配備を行うべきである。その上で、備蓄 計画、各防災倉庫の備蓄品目及び備蓄量を市民に 周知するべきである。	地域防 災推進 課	全ての避難所に防災倉庫を設置することは、本 市の財政状況や用地確保の観点から困難です。防 災倉庫に配備する資機材は一覧で管理しており ますが、修理の必要性等により実態と異なっている 箇所もあることから、確認の上、資機材の品目及 び数量の周知について検討いたします。	検討中

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状 況区分
28	107	意見26	第2 外部 監査の結果	5 備蓄体 制の整備	(8) 外部 監査の結果	イ 外部監 査の結果	—	② 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 は、適正な場所に 備蓄 され、管理されているか	—	水防倉庫の設置場所、水防用資機材の品目、単 位、数量などについて、配備に係る計画を作成 し、当該計画に応じた配備を行うべきである。	防災政 策課	水防倉庫に資機材を新たに配備する予定はない ため、現時点では、配備基準等を定めた計画作成 は不要と考えています。 なお、水防倉庫については、配備されている内 容物、単位、数量を地域防災計画資料編に掲載 し、公表しておりますが、今後、所在地につい ても掲載いたします。	対応困 難
29	139	意見27	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	ア 自主防 災組織、市 民に対する 防災啓発に ついて	(イ) 外部 監査の結果 及び意見	① 地域防災計画に従 い、自主防災組織をはじ めとする市民に対する防 災啓発は、十分に行われ ているか	—	障害者及び外国人などの要配慮者に対しては、 防災知識の普及、ハザードマップや避難場所、避 難方法などに関する情報伝達につき、特別な配慮 がなされていない。障害者の特質、外国人の国籍 及び使用言語など、要配慮者の特性に配慮した防 災啓発活動が求められる。	地域防 災推進 課	多言語版の南海トラフ地震啓発冊子（県作成） の配布や、避難行動要支援者対策に係る説明の点 字版は整備しておりますが、その他の防災情報に についても、障害者の特質や、外国人の国籍及び使 用言語等に配慮した啓発方法について検討してま いります。	検討中
30	139	意見28	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	ア 自主防 災組織、市 民に対する 防災啓発に ついて	(イ) 外部 監査の結果 及び意見	② 地域防災計画に従 い、防災士資格を市民が 取得するための十分な支 援が行われているか、ま た、防災士資格取得後 にも十分な活動支援を行 っているか	—	防災士資格の取得については、地域防災のリー ダーを育てるため、教本代だけでなく、受験料、 認証手続き料も含めた補助制度を検討するべきで ある。市民にのみ一部負担を求める現行の枠組み は、市職員や市教職員が全て公費負担であるこ とのバランスを欠くものである。	防災政 策課	本市が実施している防災士育成強化事業は、防 災人づくり塾の修了生（人づくり塾全8回講座の 修了）のうち、更なるスキルアップとして資格取 得を希望する方を対象とした支援事業となり、人 づくり塾事業と合わせた支援となります。市とし ては、市民の防災リーダーを養成するための人づ くり塾事業を主として取組を進めており、防災士 育成強化事業が単なる金銭の補助制度を目的とし たものではなく、また、支援対象が人づくり塾修 了生のうちの希望者であることから、受験料等 までの支援拡充については考えておりません。な お、市職員・教職員については、発災時に災害対 応の中心となる市役所及び教育委員会の職員とし て必要な災害対応に関する基礎的・基本的な知識 や技能を習得することにより、職場や地域で防 災・減災活動を推進することを目的としており、 必修研修としていることから全額公費負担となっ ております。	対応困 難
31	140	意見29	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	ア 自主防 災組織、市 民に対する 防災啓発に ついて	(イ) 外部 監査の結果 及び意見	② 地域防災計画に従 い、防災士資格を市民が 取得するための十分な支 援が行われているか、ま た、防災士資格取得後 にも十分な活動支援を行 っているか	—	高知市防災士連絡協議会は、分科会の開催が低 調である。防災士資格を持つ市職員、市教職員を 中心に参加を促し、さらに活発な議論がなされる よう支援するべきである。	防災政 策課	高知市防災士連絡協議会は、月1回役員会、年 4回程度定例会及び総会が開催されており、会議 以外にも訓練等も実施されているほか、高知市主 催の総合防災訓練へ参加いただいておりますの で、一定の活動がなされているものと考えており ます。	対応困 難

通しNo.	頁	指摘/意見No.	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
32	141	指摘3	第2 外部監査の結果	6 防災啓発・防災教育	(8) 外部監査の結果	イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について	(イ) 外部監査の結果及び意見	① 法令、裁判例及び地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか	・学校などについて	市は、学校などから防災マニュアルの提出を受けてはいるものの、上記大川小学校事故訴訟控訴審判決を踏まえた個別具体的な検証をしている形跡は認められない。市は、学校などから定期的に防災マニュアルの提出を受け、当該学校などの立地する地域の実情や在籍児童生徒の実態を踏まえた内容となっているか確認・検証し、不備があれば是正指導を行うべきである。特に、裁判例が挙げる避難場所、避難経路及び避難方法の記載、児童生徒の引き渡し条件と周知方法について、学校などの実情に応じた記載となっているか、津波や地震災害に脆弱な地域に立地する学校などに対しては優先的に、ヒアリングや臨検などを通じて、より踏み込んだ確認を行い、不備があれば指導・助言を行う必要がある。	学校教育課	各校からの防災マニュアルの提出を受け、避難経路及び避難方法の記載等について確認し、不備があれば、指導・助言を行ってまいります。また、特に津波災害等大きな被害が想定される学校については、学校を訪問し、避難場所及び避難経路について確認を行い、指導・助言を行ってまいります。	対応中
33	142	意見30	第2 外部監査の結果	6 防災啓発・防災教育	(8) 外部監査の結果	イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について	(イ) 外部監査の結果及び意見	① 法令、裁判例及び地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか	・放課後児童クラブについて	市は、放課後児童クラブから定期的に防災マニュアルの提出を受け、放課後児童クラブの所属する小学校の防災マニュアルとの整合性が取れているか、当該放課後児童クラブの立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか確認・検証し、不備があれば是正指導を行うべきである。特に、裁判例が挙げる避難場所、避難経路及び避難方法の記載、児童生徒の引き渡し条件と周知方法について、放課後児童クラブの実情に応じた記載となっているか、放課後児童クラブからのヒアリングや臨検を通じて、より踏み込んだ確認・検証を行うべきである。	子ども育成課	放課後児童クラブの防災マニュアルについては、適宜見直しが必要であると考えておりますので、地域や放課後児童クラブの実情にあった内容となっているか確認・検証するように検討してまいります。	検討中
34	142	意見31	第2 外部監査の結果	6 防災啓発・防災教育	(8) 外部監査の結果	イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について	(イ) 外部監査の結果及び意見	① 法令、裁判例及び地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか	・保育園及び幼稚園について	今後は、各保育園や幼稚園から定期的に防災マニュアルの提出を受け、当該園の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているかより積極的に確認・検証し、各園や保護者、地域住民と十分に協議した上、不備があれば是正指導を行うべきである。	保育幼稚園課	各保育園・幼稚園等に定期的に防災マニュアルの提出を求め、園が立地する地域の実情等を踏まえた内容となっているか、確認・検証いたします。各園は必要に応じて保護者や地域住民と協議し、マニュアルに追加・修正を行うこととし、内容に不備があれば園と協議しながら、是正の支援や助言を行ってまいります。	検討中
35	143	意見32	第2 外部監査の結果	6 防災啓発・防災教育	(8) 外部監査の結果	イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について	(イ) 外部監査の結果及び意見	② 法令、例規、地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか	・学校などについて	市は、避難訓練における防災マニュアルの活用方法、学校などの校舎・校庭外の避難場所への避難、近隣の学校などとの合同訓練及び地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的実施するよう、徹底した指導が必要である。特に、津波や地震災害に脆弱な地域に立地する学校などに対しては優先的に、ヒアリングや臨検などを通じて、避難訓練の実施状況を積極的に把握し、必要に応じて指導・助言を行うべきである。	学校教育課	避難訓練については、授業中に限らず緊急地震速報の活用等様々な状況設定での訓練を学期ごとに1回以上実施するように、学校に対して通知しております。今後は、児童生徒自身による登下校経路における避難場所の確認についても、学校で指導するように周知してまいります。	対応中

通しNo.	頁	指摘/意見No.	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状況区分
36	144	意見33	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	(イ) 外部 監査の結果 及び意見	② 法令、例規、地域防 災計画に従い、学校な ど、放課後児童クラブ及 び保育園・幼稚園が避難 訓練を適切に行っている か十分に確認・検証して いるか、不十分な点があ れば適切な指導や是正を 行っているか	・放課後児 童クラブに ついて	避難訓練における防災マニュアルの活用方法、 放課後児童クラブの所属する学校などの校舎・校 庭外の避難場所への避難、近隣の学校などとの合 同訓練及び地域と連携した避難訓練など、多種多 様な避難訓練を定期的を実施するよう、徹底した 指導を行うべきである。	子ども 育成課	放課後児童クラブでの避難訓練につきまして は、年2回以上実施しております。今後は、訓練 の内容が地域との連携を考慮したものとなるよ う、クラブへの指導を検討してまいります。	検討中
37	144	意見34	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	(イ) 外部 監査の結果 及び意見	② 法令、例規、地域防 災計画に従い、学校な ど、放課後児童クラブ及 び保育園・幼稚園が避難 訓練を適切に行っている か十分に確認・検証して いるか、不十分な点があ れば適切な指導や是正を 行っているか	・保育園及 び幼稚園に ついて	上記学校などと比べると、比較的多種多様な時 間帯、方法で避難訓練が実施されていることが窺 われる。避難訓練における防災マニュアルの活用 方法、園外の避難場所への避難訓練を定期的の実 施するよう、より徹底した指導を引き続き行う必 要である。	保育幼 稚園課	避難訓練の際は防災マニュアルを活用し、園外 の避難場所への避難訓練を定期的を実施するよ う、引き続き各園に支援や助言を行ってまいりま す。	検討中
38	144	意見35	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	(イ) 外部 監査の結果 及び意見	③ 法令、例規及び地域 防災計画に従い、学校な どの防災教育は適切に行 われているか	—	防災教育推進指定事業は、指定を受けた当該学 校を中心に、近隣小学校、近隣住民をも巻き込ん で、地域全体の防災意識を高めることができる貴 重な機会であり、効果的な防災教育であると思わ れる。今後もさらに指定校を拡大し、各メディア を介して活動内容を紹介するなど、市の積極的な 支援がなされるべき事業である。	学校教 育課	防災教育地域指定事業については、一部の中学 校区のみの取組となることがないように、原則2 年間で指定校を変え、各校区の防災についての取 組が広がるようにしております。 校区一斉避難訓練の取組など、地域や近隣住民 と合同で行った事例等については、研修等を通 じ、紹介することとしております。指定校の中 には、自校の防災の取組についてメディアに情報発 信し、取組が紹介された学校もあることから、今 後も積極的に情報発信を行ってまいります。	措置報 告済
39	146	指摘4	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	(イ) 外部 監査の結果	① 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が防災マニュアル を適切に作成しているか 十分に確認・検証してい るか、不備があれば適切 な指導や是正を行ってい るか	・障害者施 設について	市は、各事業所から定期的に防災マニュアルの 提出を受け、当該事業所の立地する地域の実情や 入所者の実態を踏まえた内容となっているか全て 確認・検証し、不備があれば是正指導を行う必要 がある。	障がい 福祉課	事業所を新規・更新指定する場合や事業所の移 転時には防災マニュアルの提出を義務付けており ます。今後は、立地条件や当該施設において必要 とされる項目のチェックリストを導入し、適正な 防災マニュアルかどうかを検証できるよう検討し てまいります。	検討中
40	147	意見36	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	(イ) 外部 監査の結果	① 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が防災マニュアル を適切に作成しているか 十分に確認・検証してい るか、不備があれば適切 な指導や是正を行ってい るか	・高齢者施 設について	市は、各事業所から定期的に地震・津波に関す る防災マニュアルの提出を受け、当該事業所の立 地する地域の実情や入所者の実態を踏まえた内容 となっているか全て確認・検証し、不備があれば 是正指導を行う必要がある。	高齢者 支援課	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施 設については防災マニュアルを作成済みで、その 他の区域の施設については令和6年3月31日まで に作成するように条例及び指針に規定している ことから、現在、事業所に対して研修等を行い作 成の支援を行っております。	検討中

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	項目 6	項目 7	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	対応状 況区分
41	147	意見37	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	(イ) 外部 監査の結果	② 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が避難訓練を適切 に行っているか十分に確 認・検証しているか、不 十分な点があれば適切な 指導や是正を行っている か	・障害者施 設について	市は、各障害者施設の避難訓練の具体的な実施 状況について把握していない。まずは、各施設の 避難訓練の実施状況について把握した上で、避難 訓練における防災マニュアルの活用方法、施設外 の避難場所への避難訓練、地域と連携した避難訓 練など、多種多様な避難訓練を定期的の実施す るよう、徹底した指導を行うべきである。	障がい 福祉課	避難訓練については、定期検査の際に実施状況 を確認しております。今後は、施設に対し防災マ ニュアルの作成について研修する場を通じて、防 災マニュアルの具体的な活用方法の周知を行うな ど支援を行ってまいります。	検討中
42	147	意見38	第2 外部 監査の結果	6 防災啓 発・防災教 育	(8) 外部 監査の結果	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	(イ) 外部 監査の結果	② 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が避難訓練を適切 に行っているか十分に確 認・検証しているか、不 十分な点があれば適切な 指導や是正を行っている か	・高齢者施 設について	市は、各高齢者施設の地震・津波に対する避難 訓練の具体的な実施状況について十分に把握でき ていない。まずは、各施設の避難訓練の実施状況 について頻度、内容及び規模などを把握した上 で、避難訓練における防災マニュアルの活用方 法、施設外の避難場所への避難訓練、地域と連携 した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的 に実施するよう、徹底した指導を行うべきであ る。	高齢者 支援課	避難訓練については、定期検査の際に実施状況 を確認しております。今後は、施設に対する防災 マニュアルの作成研修の際に、防災マニュアルの 具体的な活用方法の周知を行ってまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和4年度）
 監査テーマ「防災に関する事業の執行について」

項目	総数	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難	未処理数	各課への照会結果 (指摘=●, 意見=○)				
指摘	4	2	2	0	0	0	4					
意見	38	12	13	0	6	7	25					
合計	42	14	15	0	6	7	29					
通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目2	項目4	項目6	項目7	該当課	検討 中	対応 中	対応 済	措置 報告 済	対応 困難
1	35	指摘1	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	② 地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に結成されているか	—	地域防災推進課	●				
2	36	意見1	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	② 地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に結成されているか	—	地域防災推進課	○				
3	36	意見2	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	③ 各種ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして, 自主防災組織は適正に編成・運営されているか	—	地域防災推進課		○			
4	37	意見3	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	④ 地域防災計画の規定に照らして, 地区防災計画の作成に対する支援は十分に行われているか	—	地域防災推進課		○			
5	37	意見4	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	⑤ 地域防災計画及び例規の定める手続きに従い, 補助金は適切に交付されているか	—	地域防災推進課				○	
6	37	意見5	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	⑤ 地域防災計画及び例規の定める手続きに従い, 補助金は適切に交付されているか	—	地域防災推進課					○
7	37	意見6	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	⑤ 地域防災計画及び例規の定める手続きに従い, 補助金は適切に交付されているか	—	地域防災推進課					○
8	38	意見7	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	⑥ 地域防災計画及び例規の規定に照らして, 補助金事業の適正な管理監督が行われているか	—	地域防災推進課	○				
9	38	意見8	2 自主防災組織体制の整備, 育成及び強化	イ 外部監査の結果及び意見	⑥ 地域防災計画及び例規の規定に照らして, 補助金事業の適正な管理監督が行われているか	—	地域防災推進課	○				
10	50	意見9	3 避難行動要支援者名簿	イ 外部監査の結果及び意見	① 法令, ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして, 名簿掲載対象者は適切に選別されているか	—	地域防災推進課				○	
11	50	意見10	3 避難行動要支援者名簿	イ 外部監査の結果及び意見	① 法令, ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして, 名簿掲載対象者は適切に選別されているか	—	地域防災推進課				○	

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目2	項目4	項目6	項目7	該当課	検討 中	対応 中	対応 済	措置 報告 済	対応 困難
12	50	意見11	3 避難行動要支援者名簿	イ 外部監査の結果及び意見	② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、名簿提供先となる避難支援等関係者の範囲は、適切に設定されているか	—	地域防災推進課				○	
13	50	意見12	3 避難行動要支援者名簿	イ 外部監査の結果及び意見	③ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、避難支援等関係者に提供されている名簿は、必要十分な記載内容となっているか	—	地域防災推進課					○
14	51	意見13	3 避難行動要支援者名簿	イ 外部監査の結果及び意見	④ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、避難支援等関係者に対して名簿は適切に提供され、管理されているか	—	地域防災推進課				○	
15	52	意見14	3 避難行動要支援者名簿	イ 外部監査の結果及び意見	⑤ 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、名簿提供に際し、情報提供者本人の同意を得る施策は十分に なされているか	—	地域防災推進課		○			
16	74	意見15	4 避難場所・避難所	イ 外部監査の結果及び意見	① 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所は十分に確保されているか	—	防災政策課		○			
17	74	意見16	4 避難場所・避難所	イ 外部監査の結果及び意見	① 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所は十分に確保されているか	—	健康福祉総務課		○			
18	75	意見17	4 避難場所・避難所	イ 外部監査の結果及び意見	② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か	—	防災政策課		○			
19	76	意見18	4 避難場所・避難所	イ 外部監査の結果及び意見	② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か	—	防災政策課		○			
20	76	意見19	4 避難場所・避難所	イ 外部監査の結果及び意見	② 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定は適正か	—	防災政策課					○

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目2	項目4	項目6	項目7	該当課	検討 中	対応 中	対応 済	措置 報告 済	対応 困難
21	76	意見20	4 避難場 所・避難所	イ 外部監 査の結果及 び意見	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所の指 定は適正か	—	健康福祉 総務課		○			
22	76	意見21	4 避難場 所・避難所	イ 外部監 査の結果及 び意見	② 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 及び指定福祉避難所の指 定は適正か	—	健康福祉 総務課		○			
23	77	意見22	4 避難場 所・避難所	イ 外部監 査の結果及 び意見	③ 法令、ガイドライン 及び地域防災計画の規定 に照らして、指定緊急避 難場所、指定一般避難所 などの表示は適正か	—	防災政策 課		○			
24	103	意見23	5 備蓄体 制の整備	イ 外部監 査の結果	① 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 の品目及び数量は適正か	—	防災政策 課		○			
25	104	意見24	5 備蓄体 制の整備	イ 外部監 査の結果	① 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 の品目及び数量は適正か	—	防災政策 課		○			
26	106	指摘2	5 備蓄体 制の整備	イ 外部監 査の結果	② 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 は、適正な場所に備蓄さ れ、管理されているか	—	防災政策 課		●			
27	106	意見25	5 備蓄体 制の整備	イ 外部監 査の結果	② 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 は、適正な場所に備蓄さ れ、管理されているか	—	地域防災 推進課	○				
28	107	意見26	5 備蓄体 制の整備	イ 外部監 査の結果	② 地域防災計画などの 規定に照らして、備蓄品 は、適正な場所に備蓄さ れ、管理されているか	—	防災政策 課					○
29	139	意見27	6 防災啓 発・防災教 育	ア 自主防 災組織、市 民に対する 防災啓発に ついて	① 地域防災計画に従 い、自主防災組織をはじ めとする市民に対する防 災啓発は、十分に行われ ているか	—	地域防災 推進課	○				
30	139	意見28	6 防災啓 発・防災教 育	ア 自主防 災組織、市 民に対する 防災啓発に ついて	② 地域防災計画に従 い、防災士資格を市民が 取得するための十分な支 援が行われているか、ま た、防災士資格取得後 にも十分な活動支援を行 っているか	—	防災政策 課					○
31	140	意見29	6 防災啓 発・防災教 育	ア 自主防 災組織、市 民に対する 防災啓発に ついて	② 地域防災計画に従 い、防災士資格を市民が 取得するための十分な支 援が行われているか、ま た、防災士資格取得後 にも十分な活動支援を行 っているか	—	防災政策 課					○

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目2	項目4	項目6	項目7	該当課	検討 中	対応 中	対応 済	措置 報告 済	対応 困難
32	141	指摘3	6 発 ・ 防災啓 ・ 防災教 育	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	① 法令、裁判例及び地 域防災計画に従い、学校 など、放課後児童クラブ 及び保育園・幼稚園が防 災マニュアルを適切に作 成しているか十分に確 認・検証しているか、不 備があれば適切な指導や 是正を行っているか	・学校など について	学校教育 課		●			
33	142	意見30	6 発 ・ 防災啓 ・ 防災教 育	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	① 法令、裁判例及び地 域防災計画に従い、学校 など、放課後児童クラブ 及び保育園・幼稚園が防 災マニュアルを適切に作 成しているか十分に確 認・検証しているか、不 備があれば適切な指導や 是正を行っているか	・放課後児 童クラブに ついて	子ども育 成課	○				
34	142	意見31	6 発 ・ 防災啓 ・ 防災教 育	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	① 法令、裁判例及び地 域防災計画に従い、学校 など、放課後児童クラブ 及び保育園・幼稚園が防 災マニュアルを適切に作 成しているか十分に確 認・検証しているか、不 備があれば適切な指導や 是正を行っているか	・保育園及 び幼稚園に ついて	保育幼稚 園課	○				
35	143	意見32	6 発 ・ 防災啓 ・ 防災教 育	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	② 法令、例規、地域防 災計画に従い、学校な ど、放課後児童クラブ及 び保育園・幼稚園が避難 訓練を適切に行っている か十分に確認・検証して いるか、不十分な点があ れば適切な指導や是正を 行っているか	・学校など について	学校教育 課		○			
36	144	意見33	6 発 ・ 防災啓 ・ 防災教 育	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	② 法令、例規、地域防 災計画に従い、学校な ど、放課後児童クラブ及 び保育園・幼稚園が避難 訓練を適切に行っている か十分に確認・検証して いるか、不十分な点があ れば適切な指導や是正を 行っているか	・放課後児 童クラブに ついて	子ども育 成課	○				
37	144	意見34	6 発 ・ 防災啓 ・ 防災教 育	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	② 法令、例規、地域防 災計画に従い、学校な ど、放課後児童クラブ及 び保育園・幼稚園が避難 訓練を適切に行っている か十分に確認・検証して いるか、不十分な点があ れば適切な指導や是正を 行っているか	・保育園及 び幼稚園に ついて	保育幼稚 園課	○				
38	144	意見35	6 発 ・ 防災啓 ・ 防災教 育	イ 学校な ど、放課後 児童クラブ 及び保育 園・幼稚園 の防災教育 について	③ 法令、例規及び地域 防災計画に従い、学校な どの防災教育は適切に行 われているか	—	学校教育 課				○	

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	項目2	項目4	項目6	項目7	該当課	検討 中	対応 中	対応 済	措置 報告 済	対応 困難
39	146	指摘4	6 防災啓 発・防災教 育	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	① 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が防災マニュアル を適切に作成しているか 十分に確認・検証してい るか、不備があれば適切 な指導や是正を行っている か	・障害者施 設について	障がい福 祉課	●				
40	147	意見36	6 防災啓 発・防災教 育	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	① 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が防災マニュアル を適切に作成しているか 十分に確認・検証してい るか、不備があれば適切 な指導や是正を行っている か	・高齢者施 設について	高齢者支 援課	○				
41	147	意見37	6 防災啓 発・防災教 育	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	② 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が避難訓練を適切 に行っているか十分に確 認・検証しているか、不 十分な点があれば適切な 指導や是正を行っている か	・障害者施 設について	障がい福 祉課	○				
42	147	意見38	6 防災啓 発・防災教 育	ウ 障害 者・高齢者 施設の防災 啓発につい て	② 例規及び地域防災計 画に従い、障害者・高齢 者施設が避難訓練を適切 に行っているか十分に確 認・検証しているか、不 十分な点があれば適切な 指導や是正を行っている か	・高齢者施 設について	高齢者支 援課	○				